

第2回 農業委員会総会議事録

令和2年8月25日開会

中標津町農業委員会

令和2年8月25日、第2回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	二 瓶 裕 貴
2 番	横 田 千 秋
3 番	谷 川 好 則
4 番	長谷川 孝 二
5 番	田 中 洋 希
6 番	竹 村 聡
7 番	武 田 健 治
8 番	田 中 世 一
9 番	瀧 本 和 男
1 0 番	須 崎 智
1 1 番	和 泉 光 広
1 2 番	後藤田 宏 幸
1 3 番	高 橋 正 一
1 4 番	赤波江 信 二
1 5 番	小 林 亨
1 6 番	中 村 正 生
1 7 番	笠 原 康 博
1 8 番	本 田 信 幸

附議した案件

- (イ) 議案第 7 号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第 9 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ニ) 報告第 1 号 農地法第 4 条許可書の交付について
- (ホ) 報告第 2 号 農地法第 5 条許可書の交付について
- (ヘ) 報告第 3 号 農業経営改善計画認定について
- (ト) 報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事 務 局 長	坂 井 一 文
庶 務 係 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	小 倉 欣 也
係	宮 崎 智 佳

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。

ただいまの出席委員は、18名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第2回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

3番、谷川 好則 委員。

4番、長谷川 孝二 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 7月22日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。

8月7日に根室市総合文化会館において、農業委員改選に伴う「令和2年度根室地方農業委員会連合会臨時総会」が開催され、新たな役員をそれぞれ決定しております。根室地方農業委員会連合会の会長には別海町の小野会長、副会長には本町の本田会長が選出され決定しております。

以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程 3、議案第 7 号「現況証明願いについて」を上程致します。(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 赤波江委員

赤波江委員 上程になりました議案第 7 号 「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。2 ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇条〇〇丁目〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 2,530 m²、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。
4、見取図は、3 ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域外の農用地区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。
令和 2 年 8 月 19 日、第 6 地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。
以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 4、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」(1) について説明いたします。5 ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、原野、現況、畑、面積 48,400 m²、利用目的、普通畑、他 23 筆、畑 552,871 m²、採草放牧地 7,085 m²、合計 559,956 m²。
3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に使用貸借を設定するもの。借主、

使用貸借を受け農業経営を行うもの。４、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。５、期間。令和２年９月２９日から令和１２年９月２８日まで。６、当事者の経営状況、世帯員７人、農従者１人、経営地、畑 857,416 ㎡、採草放牧地 10,760 ㎡、計 867,176 ㎡。経営作目、蕎麦。７、見取図につきましては、７ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので別添の調査書のとおり農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（１）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。（２）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり）笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第８号（２）について説明いたします。５ページをお開きください。

（２）１、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇条〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 22,943 ㎡、利用目的、牧草畑、他 25 筆、畑 624,363 ㎡、採草放牧地 142,811 ㎡、合計 767,174 ㎡。

３、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。４、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。５、期間。令和２年９月２９日から令和１２年９月２８日まで。６、当事者の経営状況、世帯員５人、農従者４人、経営地、畑 673,503 ㎡、採草放牧地 142,811 ㎡、計 816,314 ㎡。家畜、牛 160 頭。７、見取図につきましては、10 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので別添の調査書のとおり農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（２）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。（３）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり）横田委員。

横田委員 上程になりました議案第8号(3)について説明いたします。11ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積3,255㎡、利用目的、牧草畑、他6筆、合計208,647㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。令和2年9月29日から令和12年9月28日まで。6、当事者の経営状況、世帯員7人、農従者4人、経営地、畑642,148㎡、採草放牧地64,933㎡、計707,081㎡。家畜、牛104頭。7、見取図につきましては、12ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第8号(4)について説明いたします。14ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,819㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、合計54,676㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家へ賃貸借を設定するもの。借主、賃貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。令和2年8月25日から令和3年3月31日まで。6、当事者の経営状況、世帯員9人、農従者4人、経営地、畑680,969㎡、採草放牧地2,500㎡、計683,469㎡。家畜、牛78頭。7、見取図につきましては、14ページのとおりとなっております。本案件につきましては、当事者の申し出により所有農地を近隣農家に賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程 5、議案第 9 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。
 内容を事務局から説明願います。
 （挙手あり）農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第9号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。17ページをお開きください。令和2年度分といたしまして(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇以上2件の提出がありました。令和2年7月22日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり要請いたします。
日程 6、報告第 1 号「農地法第 4 条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告1号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。

先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。19ページをお開きください。

許可日、令和2年6月25日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役 〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 985 m²。3、許可期間は令和2年6月25日から永年となっております。

20ページをお開きください。

許可日、令和2年7月17日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 506 m²、他1筆、合計 2,370 m²。3、許可期間は令和2年7月17日から永年となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程7、報告第2号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告2号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。22ページをお開きください。
許可日、令和2年7月17日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主 中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 59,484 m²の内 9,331 m²、他2筆、合計 19,923 m²。3、許可期間は令和2年7月20日から令和3年7月19日までとなっております。以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程8、報告第3号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第3号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご説明致します。
議案の24ページ・25ページをお開きください。
今回につきましては、平成27年5月12日～令和2年7月1日付けで認定のあった22件について記載しております。新規認定は6件、再認定12件、変更4件、となっております。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程9、報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。27ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和2年3月18日付、中農委5第令元-4号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的、砂採取。5、事業計画の期間。令和2年4月1日から令和3年3月31日まで。6、事業完了年月日。令和2年7月31日。7、この完了検査につきましては、令和2年8月20日、第1地区推進班において現地確認を行い、計画通り整地された状態で完了されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。
これをもって、第2回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10時47分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年8月28日

会 長 _____

3 番 _____

4 番 _____